

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年9月4日	丸市運輸株式会社(法人番号8130001018855)代表者青山武司	京都府京都市下京区朱雀分木町28番地西25棟	摂津	大阪府摂津市鳥飼上2丁目71番	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年2月14日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	9	9
令和5年9月7日	株式会社田端工業運輸(法人番号8130001028342)代表者田端洋樹	京都府京都市南区上鳥羽苗代町28	本社	京都府京都市南区上鳥羽苗代町28	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年8月4日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)安全規則第7条第5項)、(2)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	0	0
令和5年9月8日	飛田運送株式会社(法人番号7140001075756)代表者飛田義美	兵庫県西脇市黒田庄町西澤254	本社	兵庫県西脇市黒田庄町西澤254	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年1月31日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3
令和5年9月8日	有限会社協伸運輸(法人番号4140002069735)代表者村上恵一	兵庫県南あわじ市賀集八幡85-2	本社	兵庫県南あわじ市賀集八幡85番地の2	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年3月8日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	2	2
令和5年9月12日	ジー・トランス株式会社(法人番号9150001019776)代表者田中進二	奈良県天理市二階堂上ノ庄町411-5	本社	奈良県天理市二階堂上ノ庄町411-5	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年4月6日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年9月19日	ダイイチ興業株式会社(法人番号8140001046327)代表者兼本吉雄	兵庫県神戸市中央区港島8丁目12番地	神戸本社	兵庫県神戸市中央区港島8丁目12	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年2月8日、前回行政処分違反項目の改善が見受けられなかったことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別違反、種別ごとの数違反】(施行規則第2条第1項第3号)、(3)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)	26	5
令和5年9月21日	日誠商運株式会社(法人番号8120001031396)代表者田中宏紀	大阪府大阪市住之江区平林南2-4-5	本社	大阪府大阪市住之江区平林南2-4-5	輸送施設の使用停止(45日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年12月14日及び同年12月15日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	5	5
令和5年9月21日	株式会社光優建設(法人番号3140001122561)代表者竹田后良	兵庫県三田市南が丘2-2-7	本社	兵庫県三田市南が丘2-2-7	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年7月21日及び同年8月18日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(4)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	0	0
令和5年9月22日	有限会社上産業(法人番号1150002003530)代表者上里朝貞	大阪府堺市堺区三宝町7丁362番3	本社	大阪府堺市堺区三宝町7丁362番3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年2月22日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	4	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年9月25日	丸山恵二	滋賀県犬上郡甲良町池寺1000-38	本店	滋賀県犬上郡甲良町池寺1000-38	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年3月6日及び同年3月30日、適正化実施機関巡回拒否を端緒に監査を実施。23件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第6号)、(3)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(4)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(5)運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第11条)、(6)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(7)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)点検整備記録簿等の記載違反等【記載不適切】(安全規則第3条の3第2項、道路運送車両法第49条)、(9)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(10)(11)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(12)(13)乗務等の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(14)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(15)(16)運転者台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(17)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(18)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(19)運行管理規程制定違反(安全規則第21条)、(20)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(21)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(施行規則第14条第2号)、(22)(23)報告義務違反(法第60条第1項)	10	10
令和5年9月25日	嶋崎運送株式会社(法人番号4130001014651)代表者嶋崎喜代子	京都府京都市伏見区横大路六反畑57-4	本社	京都府京都市伏見区横大路六反畑57-4	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年2月2日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年9月25日	天人急配株式会社(法人番号6120001160230)代表者牧山正人	大阪府門真市四宮6丁目1-6	本社	大阪府門真市四宮6丁目1-6	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和5年3月3日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の5)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	1	1
令和5年9月25日	株式会社三井ロジスティクス(法人番号3120901031839)代表者三井清司	大阪府摂津市鳥飼下1丁目9番8号	本社	大阪府摂津市鳥飼下1丁目9番8号	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和5年6月14日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)(2)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	8	8
令和5年9月26日	泉海商運株式会社(法人番号5120101041604)代表者岡山健治	大阪府和泉市平井町307-1	大阪	大阪府和泉市平井町307-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年2月20日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	2	2
令和5年9月27日	有限会社光世運送(法人番号8120102020496)代表者上田晃嗣	大阪府羽曳野市郡戸248番地の5	本社	大阪府羽曳野市郡戸248番地の5	輸送施設の使用停止(95日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年4月13日及び同年5月19日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(11)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	10	10

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年9月28日	株式会社日本パック運送(法人番号1140001044601)代表者織田サツキ	兵庫県加古郡稲美町中一色780	本社	兵庫県加古郡稲美町中一色780	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年2月3日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記録】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	14	14
令和5年9月29日	株式会社アヴァック(法人番号8120901021356)代表者今本亜紀子	大阪府箕面市船場東一丁目12番40号	本社	大阪府箕面市船場東一丁目12番40号	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和5年6月12日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	1